

「西宮市幼稚園・保育所・認定こども園・小学校連携推進委員会」設置要綱

(設置)

第1条 就学前の子育ての支援・幼児教育の在り方を調査研究し、本市における幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の交流と連携を推進するため、「西宮市幼稚園・保育所・認定こども園・小学校連携推進委員会」(以下「連携推進委員会」という)を設置する。

(所掌事項)

第2条 「連携推進委員会」は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 幼稚園・保育所・認定こども園、小学校の現状、諸問題についての相互理解。
- (2) 子育て支援・幼児教育の在り方についての調査研究。
- (3) 幼稚園・保育所・認定こども園、小学校の交流・連携の在り方についての調査研究及び推進。

(組織)

第3条 「連携推進委員会」は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、「連携推進委員会」の解散をもって満了とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 「連携推進委員会」には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総括し、副委員長は委員長を補佐する。

(会議)

第6条 「連携推進委員会」は、委員長及び副委員長が協議し、必要に応じて招集する。

- 2 委員長が必要と認めた時は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 「連携推進委員会」の事務局は、子育て総合センターに置く。

(付則)

この要綱は、平成17年(2005年)4月1日から適用する。

(付則)

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から適用する。